

(お知らせ)

令和4年6月27日
防 衛 省

駐留軍用地特措法に基づく裁決の申請等の公告
及び裁決申請書等の縦覧について

沖縄防衛局長が沖縄県収用委員会に対し土地使用に係る裁決の申請等を行った嘉手納飛行場等4施設の一部土地について、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第14条の規定により適用される土地収用法（昭和26年法律第219号）第42条第2項及び第47条の4第2項の規定により、下記のとおり、当該裁決の申請等について官報で公告するとともに、裁決申請書等の写しを縦覧に供することとしたので、お知らせいたします。

記

- 1 公告日 令和4年6月28日
- 2 裁決申請書等（写し）の縦覧期間 令和4年6月28日から同年7月12日まで
- 3 裁決申請書等（写し）の縦覧場所

対象施設	縦覧場所
嘉手納飛行場	北谷町軍用地等地主会
キャンプ・ハンセン	恩納村役場及び沖縄防衛局金武出張所
陸軍貯油施設	北谷町軍用地等地主会
キャンプ・シュワブ	沖縄防衛局名護防衛事務所
キャンプ・ハンセン	宜野座村役場